

議第 38 号

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

年々ニーズが高まる傾向にある放課後児童クラブの運営に関し、現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

下呂市放課後児童クラブ条例（平成16年下呂市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(休業日) 第3条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月29日</u> から翌年の1月3日までの日 2 (略)	(休業日) 第3条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>8月14日</u> から <u>8月16日</u> までの日及び <u>12月29日</u> から翌年の1月3日までの日 2 (略)												
(利用資格) 第5条 児童クラブを利用できる者は、本市の小学校に就学する児童で次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>夏季休暇利用者</u> <u>夏季休暇期間</u> に保護者の保護を受けることができない児童 (3) (略) 2 (略)	(利用資格) 第5条 児童クラブを利用できる者は、本市の小学校に就学する児童で次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>長期休暇利用者</u> <u>長期休暇期間</u> に保護者の保護を受けることができない児童 (3) (略) 2 (略)												
<u>(支援員等の設置)</u> 第9条 利用児童の育成支援を行うため、 <u>放課後児童支援員及び補助支援員</u> （以下次項において「 <u>支援員等</u> 」という。）を置く。 2 <u>支援員等の設置</u> に関しては別に定める。	<u>(指導員等の設置)</u> 第9条 利用児童の育成支援を行うため、 <u>放課後児童クラブ指導員及び補助指導員</u> （以下「 <u>指導員等</u> 」という。）を置く。 2 <u>指導員等の設置</u> に関しては別に定める。												
別表2（第10条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者の項 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>夏季休暇利用</td><td>夏期休業日の期間</td></tr> </tbody> </table>	区分	利用料	年間利用者の項 (略)		夏季休暇利用	夏期休業日の期間	別表2（第10条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者の項 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長期休暇利用</td><td>夏期休業日の期間</td></tr> </tbody> </table>	区分	利用料	年間利用者の項 (略)		長期休暇利用	夏期休業日の期間
区分	利用料												
年間利用者の項 (略)													
夏季休暇利用	夏期休業日の期間												
区分	利用料												
年間利用者の項 (略)													
長期休暇利用	夏期休業日の期間												

改 正 後		改 正 前	
者	6,400円	者	6,400円 <u>冬季休業日の期間</u> <u>1,600円</u> <u>学年末休業日（3月）の</u> <u>期間 1,600円</u> <u>学年始休業日（4月）の</u> <u>期間 1,600円</u>
一時利用者	授業がある日 日額 <u>350円</u> 授業がない日 日額 <u>500円</u>	一時利用者	授業がある日 日額 <u>500円</u> 授業がない日 日額 <u>700円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

年々ニーズが高まる傾向にある放課後児童クラブの運営に関し、現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 保護者の利用ニーズに対応し、国の補助要件である年間開所日数 250 日以上を確実に確保するため、お盆期間（8月14日から8月16日まで）を休業日から除外し、新たに開所日とします。

(第3条関係)

(2) 事務負担の軽減及び効率化を図るため、長期休暇利用者の区分のうち「夏季」のみを存続させ、それ以外の区分（学年始、冬季、学年末）を廃止し、一時利用等へ統合します。

(第5条関係)

(3) 国の実施要綱に準じ、他自治体との整合性及び法令等の理解を円滑にするため、「放課後児童クラブ指導員」を「放課後児童支援員」に、「補助指導員」を「補助支援員」にそれぞれ改めます。

(第9条関係)

(4) 利用区分の統合等に伴い、一時利用への移行が必要となる世帯の負担増を緩和し、公平性を確保するため、一時利用の料金を引き下げます。

(別表第2関係)

(5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)